

令和4年余市町議会第3回定例会会議録（第1号）

開 会 午前10時00分
延 会 午後 1時34分

○招 集 年 月 日 余市町議会議員 2番 吉 田 豊
令和4年9月26日（月曜日）

○招 集 の 場 所 余 市 町 長 齊 藤 啓 輔
余市町議事堂 副 町 長 細 山 俊 樹

○開 会 余市町議会議員 2番 吉 田 豊
令和4年9月26日（月曜日） 午前10時 総 務 部 長 高 橋 伸 明

○出 席 議 員 (17名)	余 市 町 長	齊 藤 啓 輔
余市町議会議員 3番 中 井 寿 夫	副 町 長	細 山 俊 樹
余市町議会副議長 8番 土 屋 美 奈 子	総 務 部 長	高 橋 伸 明
余市町議会議員 1番 野 呂 栄 二	総 務 課 長	増 田 豊 実
〃 4番 藤 野 博 三	企 画 政 策 課 長	阿 部 弘 亨
〃 5番 内 海 博 一	地 域 協 働 推 進 課 長	北 島 貴 光
〃 6番 庄 巖 龍	財 政 課 長	高 田 幸 樹
〃 7番 山 本 正 行	税 務 課 長	中 島 豊
〃 9番 岸 本 好 且	民 生 部 長	篠 原 道 憲
〃 10番 彫 谷 吉 英	福 祉 課 長	中 島 紀 孝
〃 11番 茅 根 英 昭	子 育 て ・ 健 康 推 進 課 長	芹 川 か お り
〃 12番 近 藤 徹 哉	保 険 課 長	橋 端 良 平
〃 13番 安 久 莊 一 郎	環 境 対 策 課 長	大 森 直 也
〃 14番 大 物 翔	経 済 部 長	渡 辺 郁 尚
〃 15番 中 谷 栄 利	農 林 水 産 課 長	奈 良 論
〃 16番 白 川 栄 美 子	商 工 観 光 課 長	小 黒 雅 文
〃 17番 寺 田 進	建 設 水 道 部 長	千 葉 雅 樹
〃 18番 伊 藤 正 明	建 設 課 長	成 田 文 明
○欠 席 議 員 (1名)	ま ち づ くり 計 画 課 長	庄 木 淳 一
	下 水 道 課 長	樋 口 正 人
	水 道 課 長	紺 谷 友 之
	会 計 管 理 者 (併) 会 計 課 長	須 貝 達 哉
	農 業 委 員 会 事 務 局 長	濱 川 龍 一
	教 育 委 員 会 教 育 長	前 坂 伸 也
	教 育 部 長	中 村 利 美
	学 校 教 育 課 長	内 田 真 樹 子

社会教育課長 浅野 敏 昭
選挙管理委員会事務局長
(併) 監査委員事務局長 石 川 智 子

○事務局職員出席者

事務局 長 羽 生 満 広
主 幹 枝 村 潤
書 記 山 内 千 洋

○議 事 日 程

- 第 1 議席の指定及び一部変更について
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
議長の諸般報告
行政報告
- 第 4 常任委員会委員の選任について
- 第 5 議案第 1 号 令和 4 年度余市町一
般会計補正予算 (第 2 号)
- 第 6 議案第 2 号 令和 4 年度余市町介
護保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 7 一般質問

開 会 午前 10 時 00 分

○議長 (中井寿夫君) ただいまから令和 4 年余市町議会第 3 回定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は 17 名です。

よって、定足数に達しましたので、会議は成立いたしました。

なお、吉田議員は通院のため欠席の旨届出がありましたことをご報告申し上げます。

直ちに本日の会議を開きます。

今期定例会に提出されました案件は、議案 7 件、認定 1 件、議席の指定及び一部変更について、常任委員会委員の選任について、他に一般質問と議長の諸般報告及び行政報告です。

○議長 (中井寿夫君) 日程第 1、議席の指定及

び一部変更を行います。

今回新たに当選された伊藤正明議員の議席の指定を会議規則第 3 条第 2 項の規定により、またこれに伴い議席の一部変更を会議規則第 3 条第 3 項の規定によりそれぞれ指定、変更いたします。

18 番に伊藤議員を指定し、8 番、白川議員の議席を 16 番に、9 番、寺田議員の議席を 17 番に、16 番、山本議員の議席を 7 番に、17 番、土屋議員の議席を 8 番に、18 番、岸本議員の議席を 9 番に変更いたします。

なお、指定、変更した議席は、お手元に配付の議席表のとおりであります。

議席の移動のため暫時休憩します。

休憩 午前 10 時 02 分

再開 午前 10 時 03 分

○議長 (中井寿夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長 (中井寿夫君) 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 119 条の規定により、議席番号 6 番、庄議員、議席番号 7 番、山本議員、議席番号 9 番、岸本議員、以上のとおり指名いたします。

○議長 (中井寿夫君) 日程第 3、会期の決定を議題といたします。

この際、議会運営委員会の委員長からの報告を求めます。

○16 番 (白川栄美子君) 令和 4 年余市町議会第 3 回定例会開催に当たり、9 月 21 日午前 10 時より委員会室におきまして議会運営委員会が開催されましたので、その審議経過並びに結果につきまして私からご報告申し上げます。

委員 6 名の出席の下、さらに説明員として細山副町長、高橋総務部長、増田総務課長の出席があ

りましたことをご報告申し上げます。

今期定例会に提出されました案件は、議案7件、認定1件、議席の指定及び一部変更について、委員の選任1件、一般質問は6名によります8件、他に議長の諸般報告と行政報告でございます。

会期につきましては、本日より9月28日までの3日間と決定しましたことをご報告申し上げます。

なお、日程の割り振りにつきましては、議員各位のお手元に日程表が配付されておりますので、省略させていただきます。

さらに、内容につきましてご報告申し上げます。

日程第1、議席の指定及び一部変更についてであります。

日程第4、常任委員会委員の選任についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第5、議案第1号 令和4年度余市町一般会計補正予算（第2号）につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第6、議案第2号 令和4年度余市町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第7、一般質問は、6名による8件です。

日程第8、議案第3号 余市町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第9、議案第4号 余市町手数料徴収条例の一部を改正する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第10、議案第5号 余市町公共下水道設置条例の一部を改正する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第11、議案第6号 余市町過疎地域持続的発展市町村計画の変更についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第12、議案第7号 令和3年度余市町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第13、認定第1号 令和3年度余市町水道事業会計決算認定についてにつきましては、議長と議会選出の監査委員を除く議員16名で構成する令和3年度余市町水道事業会計決算特別委員会を設置し、閉会中といえども審査、調査のできることを付け加え、付託するとともに、当該特別委員会に対しましては審査、調査の円滑化を図るため、地方自治法第98条の規定による書類の検閲及び検査の権限を付与することに決しました。

なお、追加案件もあると伺っておりますので、それらの案件が提出されました時点で議会運営委員会を開催し、その結果をご報告申し上げます。

また、今期定例会の運営に当たり、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から説明員につきましては審議案件を考慮した出席とする旨確認がなされておりますことをご報告申し上げます。

以上を申し上げまして、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（中井寿夫君） ただいま委員長から報告のとおり、今期定例会の会期は本日から28日までの3日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日から28日までの3日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元にご通知いたしました案のとおりでありますので、ご了承願います。

なお、今期定例会は、地方自治法第121条第1項の規定により説明員として通知のありました者はお手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、傍聴人の定員について申し上げます。

傍聴規則第3条の規定により、傍聴人は報道関係者と他に一般傍聴者38名となっておりますことをご報告申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 次に、諸般の報告をいたします。

初めに、地方自治法第235条の2第3項の規定によります例月出納検査の結果報告が監査委員からありましたので、その写しを配付しておりますので、ご了承願います。

次に、地方自治法第199条第9項の規定によります定例監査の結果報告が監査委員からありましたので、その写しを配付しておりますので、ご了承願います。

次に、議員派遣についてご報告申し上げます。去る8月24日に岩内町で開催されました後志町村議会議員研修会に各議員のお手元に配付のとおり、会議規則第121条の規定に基づき議員の派遣決定をいたしましたので、ご報告申し上げます。

次に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定によります令和3年度決算に基づく財政の健全化判断比率及び資金不足比率についての報告が町長からありましたので、その写しを配付しておりますので、ご了承願います。

次に、会派の異動届がありましたので、報告いたします。明政会、藤野会長より9月20日付で伊藤議員が明政会に入会した旨の届出がありましたことをご報告申し上げます。

以上で諸般報告を終わります。

○議長（中井寿夫君） この際、各議員にご了解を願いたいと思います。

齊藤町長からご挨拶いたしたい旨の申出がありましたので、発言を許したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

齊藤町長の発言を許します。

○町長（齊藤啓輔君） ただいま議長のお許しをいただきましたので、令和4年第3回定例会の開会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

私は、このたびの町長選挙におきまして凶らずも無投票の榮に浴し、引き続き町政運営を担わせていただくことになりました。今後とも町民の皆様の声を拾い上げて、よりよい余市町をつくり上げていくべく尽力いたします。これまで4年間町政を担わせていただきました間、住みやすい地域として将来世代につなぎ、誇れる町となるような布石を打ってまいりました。もちろん全ての町民の皆様が満足されているわけではないかと思えます。しかし、戦略的判断を下すことが私の仕事です。このタイミングで決断しなければならない事項は後世に積み残してはならないとの思いでやってまいりました。これから始まる2期目に向けて改めて職責の重大さに身の引き締まる思いであり、多くの皆様の信頼と期待に応えるべく余市町のよりよい未来に向かって全力を挙げて取り組んでいく所存です。

これからの4年間でありますが、今年度からスタートした第5次余市町総合計画の3つの指針に沿って様々な課題に取り組みます。1点目は、次世代の可能性を引き出す。今後訪れる急激な人口減少下でも余市町をきちんと次世代につないでいくよう未来への投資として人づくりを通じ、次世代の可能性を引き出すまちづくりを進めます。そのために子育て支援、教育の充実、余市ブランドの向上、応援団、関係人口の構築、財政バランスの健全化、ふるさと納税の増加に取り組みます。

2点目は、資源を最大限活用し、町を持続、発展させる。老朽化や効率的に運営されていない公共施設の選択と集中を行い、限られた資源を最大限に活用したまちづくりを進めます。そのために

公共施設の配置の適正化、町有財産の利活用、民間活力の導入、効率的な地域交通政策、懸案の町営斎場問題の解決、道の駅の再編整備、役場庁舎の移転の検討を進めます。

3点目は、激動する社会に柔軟に対応する。新型コロナウイルスに代表されるように、予想外の事態にも対応できるようこれまでの概念にとらわれず、激動する社会に対応するまちづくりを進めます。そのためよりスピード感のある町政実現に向け、役場の機構改革、若手職員の教育の強化、広域連携による効率的な自治体運営を進めます。

結びといたしまして、人口減少は全国的にとどめることのできない課題です。このような中で人口減少を所与の条件として次世代の可能性を引き出し、未来に町をつないでいくべく政策を実行してまいります。今後とも議会議員の皆様により一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げますとともに、町民皆様の深いご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、2期目就任の挨拶といたします。

○議長（中井寿夫君） 町長の発言が終わりました。

○議長（中井寿夫君） 次に、町長から申出のありました行政報告について発言を許します。

○町長（齊藤啓輔君） 道の駅再編整備について。

道の駅再編整備について行政報告いたします。道の駅再編整備につきましては、道の駅の再編、余市インターチェンジ周辺地域の活性化に係る官民連携事業調査業務により適地選定を行い、後志自動車道余市インターチェンジより約300メートルに位置し、一般道道753号余市登停車場線に接する約4.8ヘクタールの区域を最適地として、これまで土質調査及び埋蔵文化財の調査を実施しております。調査の結果を踏まえ、本年2月に策定した官民協働による「新たな道の駅」を核とする交流拠点施設基本構想では、官民連携による事業化が

財政支出を抑える方式として有利であるとされたところでございます。官民連携による事業化に当たっては、当該区域を整備候補地として広く民間提案を募集することとし、実施してまいりたいと考えております。

以上、道の駅再編整備についての行政報告といたします。

○議長（中井寿夫君） 以上で町長からの行政報告を終わります。

○議長（中井寿夫君） 日程第4、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

今回の議員補欠選挙に伴い、常任委員会委員の選任を行うものであります。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長において指名いたしましたと思います。

産業建設常任委員会委員に伊藤正明議員を指名いたしましたと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしましたとおり選任することに決定いたしました。

○議長（中井寿夫君） 日程第5、議案第1号 令和4年度余市町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（齊藤啓輔君） ただいま上程されました議案第1号 令和4年度余市町一般会計補正予算（第2号）について、その概要を説明申し上げます。

今回ご提案いたしました補正予算につきましては、令和元年度から令和3年度までの退職職員に係る退職手当組合への追加負担金確定に伴う清算納付金、令和4年度新型コロナウイルス感染症対

応地方創生臨時交付金事業として実施いたします各種事業の追加、余市協会病院バス路線運行維持対策に係る補助金、地域活性化起業人受入れに係る負担金、さらには新型コロナウイルスワクチン接種に係る追加経費の補正計上でございます。

次に、ただいま申し上げました以外の各款における主な補正内容について歳出からご説明申し上げます。総務費におきましては、寄附に伴う積立金と申請件数の増加に伴う奨学金返還支援事業助成金、民間提案制度審査会に係る経費の補正計上を行ったものであります。

民生費におきましては、過年度分の国庫負担金等の精算に伴う返還金と障害者福祉システム改修委託料の補正計上を行ったものでございます。

衛生費におきましては、周産期医療支援事業に係る負担金と3歳児健診用視力屈折検査機器購入費の補正計上を行ったものであります。

農林水産業費におきましては、情報収集等業務効率化支援事業に伴う情報機器端末購入費と交付対象者の追加に伴う農業次世代人材投資資金交付金の補正計上を行ったものであります。

商工費におきましては、民間提案制度審査会に係る経費の補正計上を行ったものであります。

土木費におきましては、橋りょう補修整備事業の予算の組替え計上、各公園環境整備事業における工事費の補正計上のほか、都市再生協議会開催に係る経費の補正計上を行ったものでございます。

教育費におきましては、沢町小学校における給食調理室空調設備修繕費の補正計上を行ったものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。歳入につきましては、国庫支出金等の特定財源に求めるとともに、必要となる一般財源については繰越金等に求め、歳出との均衡を図ったものであります。

この結果、今回の補正予算額2億6,187万5,000円を既定予算に追加した予算総額は102億

3,789万1,000円と相なった次第であります。

以上、今回ご提案しました補正予算（第2号）について、その概要をご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長よりご説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○財政課長（高田幸樹君） 議案第1号 令和4年度余市町一般会計補正予算（第2号）。

令和4年度余市町の一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6,187万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ102億3,789万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和4年9月26日提出、余市町長、齊藤啓輔。

歳出からご説明申し上げます。5ページをお開き願います。中段でございます。3、歳出、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額1,128万6,000円、4節共済費1,128万6,000円につきましては、本町が加入しております北海道市町村職員退職手当組合への清算納付金の補正計上でございます。

4目財産管理費、補正額1億1,379万6,000円、24節積立金1億1,379万6,000円につきましては、寄附による社会福祉施設等建設基金積立金10万円、余市町ふるさと応援寄附金基金積立金1億1,369万6,000円の補正計上でございます。

5目企画費、補正額1,419万7,000円につきましては、民間提案制度審査会に係る経費として7節報償費9万円と8節旅費3万円の補正計上、さら

に18節負担金補助及び交付金1,407万7,000円でございますが、内訳として余市協会病院バス路線運行維持対策事業補助金500万円、地域活性化起業人負担金560万円、奨学金返還支援事業助成金347万7,000円の補正計上でございます。

15目新型コロナウイルス対策事業費、補正額2,067万7,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業と令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金事業の精算に伴う事業費及び事務費の国に対する返還金の補正計上でございます。内訳といたしまして、7節報償費33万円につきましては、高齢者デジタル対応支援事業に係る講師報償金の補正計上でございます。10節需用費51万5,000円につきましては、防災活動支援事業及び二十歳のつどい感染症対策事業に係る消耗品費の補正計上でございます。11節役務費5万6,000円につきましては、二十歳のつどい感染症対策事業に係る通信運搬費の補正計上でございます。12節委託料256万5,000円につきましては、観光客受入態勢整備事業委託料236万7,000円、二十歳のつどいインターネットライブ配信業務委託料19万8,000円の補正計上でございます。17節備品購入費827万7,000円につきましては、公共的空間安全安心事業と防災活動支援事業に係る備品購入費の補正計上でございます。18節負担金補助及び交付金360万円につきましては、子育て世帯生活支援特別給付金の補正計上でございます。22節償還金利子及び割引料533万4,000円につきましては、令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金事業費国庫補助金返還金530万円と事務費国庫補助金返還金3万4,000円の補正計上でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、6目心身障害者対策費、補正額407万5,000円、内訳といたしまして12節委託料104万5,000円につきましては障害者福祉システム改修委託料の補正計上でございます。22節償還金利子及び割引料303万円につきましては、令和2年度障害者自立支援給付費のほか、

令和3年度障害者自立支援医療費と令和3年度障害児給付費に係る国庫及び道費負担金返還金の補正計上でございます。

10目介護保険費、補正額10万1,000円、22節償還金利子及び割引料10万1,000円につきましては、令和3年度低所得者保険料軽減に係る国庫及び道費負担金返還金の補正計上でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、補正額339万円、18節負担金補助及び交付金339万円につきましては、周産期医療支援事業負担金の補正計上でございます。

2目母子保健費、補正額140万8,000円、17節備品購入費140万8,000円につきましては、3歳児健診で使用する視力屈折検査機器購入に係る補正計上でございます。

3目予防費、補正額4,995万1,000円につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種に係る経費の補正計上でございます。内訳でございますが、1節報酬344万5,000円、3節職員手当153万8,000円、4節共済費22万3,000円、8節旅費10万4,000円、10節需用費283万円、11節役務費109万3,000円、12節委託料3,742万4,000円、13節使用料及び賃借料329万4,000円の補正計上でございます。

7目保健健康推進費、補正額69万9,000円、12節委託料69万9,000円につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種に係る健康管理システム改修委託料の補正計上でございます。

4款衛生費、2項清掃費、1目じん芥処理費、補正額ゼロ円につきましては、寄附に伴います財源の組替え計上でございます。

6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費、補正額12万4,000円、17節備品購入費12万4,000円につきましては、情報収集等業務効率化支援事業に伴う情報機器端末購入費の補正計上でございます。

3目農業振興費、補正額3,001万9,000円につき

ましては、農業次世代人材投資資金交付金に係る補正計上でございます。内訳といたしまして、10節需用費5万円の事務費と18節負担金補助及び交付金2,996万9,000円の補正計上でございます。

6目農業土地基盤整備費、補正額65万2,000円、18節負担金補助及び交付金65万2,000円につきましては、土地改良事業により取得した町有地の一部につきまして東日本高速道路株式会社が整備する高速自動車国道北海道横断自動車道黒松内釧路線、余市小樽間の道路用地として必要とされており、当該事業の国庫及び道費負担相当額を北海道に納付するものでございます。

7款商工費、1項商工費、6目道の駅管理運営費、補正額12万円、7節報償費9万円、8節旅費3万円につきましては、民間提案制度審査会開催に係る補正計上でございます。

8款土木費、2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう維持費、補正額ゼロ円につきましては、橋りょう補修整備事業に係る予算の組替え計上でございます。内訳といたしまして、12節委託料1,800万円につきましては、橋りょう補修調査設計委託料の補正計上でございます。14節工事請負費1,200万円の減につきましては、旭橋補修工事の減額補正でございます。18節負担金補助及び交付金600万円の減につきましては、橋りょう点検負担金の減額補正でございます。

8款土木費、5項都市計画費、1目都市計画総務費、補正額27万8,000円につきましては、都市再生協議会開催に係る補正計上でございます。内訳といたしまして、7節報償費20万4,000円、8節旅費7万4,000円の補正計上でございます。

2目公園管理運営事業費、補正額740万円、14節工事請負費740万円につきましては、各公園遊具更新工事の補正計上でございます。

10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、補正額370万2,000円、10節需用費370万2,000円につきましては、沢町小学校給食調理室内の空調設

備修繕に係る補正計上でございます。

10款教育費、4項社会教育費、7目文化財総務費、補正額ゼロ円につきましては、12節委託料におきまして旧余市福原漁場防災設備改修工事監理委託料170万5,000円の減額補正と旧余市福原漁場配水管調査支援委託料77万円、旧余市福原漁場耐震診断委託料93万5,000円の補正計上でございます。

次に、歳入につきましてご説明申し上げます。3ページをご覧ください。2、歳入、15款国庫支出金、1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金、補正額1,950万円、1節保健衛生費国庫負担金1,950万円につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金の補正計上でございます。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、補正額1,174万3,000円、1節総務費国庫補助金1,174万3,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1,174万3,000円の補正計上でございます。

2目民生費国庫補助金、補正額483万円、内訳といたしまして1節社会福祉費国庫補助金52万2,000円につきましては障害者総合支援事業費補助金の補正計上と2節児童福祉費国庫補助金430万8,000円につきましては子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金300万円のほか、子育て世帯への臨時特別給付金事業費補助金120万円と事務費補助金10万8,000円の補正計上でございます。

3目衛生費国庫補助金、補正額2,185万4,000円、1節保健衛生費国庫補助金2,185万4,000円につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金2,115万円と母子保健対策強化事業補助金70万4,000円の補正計上でございます。

4目土木費国庫補助金、補正額370万円、3節都市計画費国庫補助金370万円につきましては、公園長寿命化事業補助金の補正計上でございます。

16款道支出金、2項道補助金、2目民生費道補

助金、補正額60万円、2節児童福祉費道補助金60万円につきましては、子育て世帯臨時特別給付金事業費補助金の補正計上でございます。

4目農林水産業費道補助金、補正額3,014万3,000円、1節農業費道補助金3,014万3,000円につきましては、農業次世代人材投資事業補助金3,001万9,000円と農業委員会情報収集等業務効率化支援事業補助金12万4,000円の補正計上でございます。

17款財産収入、2項財産売却収入、2目不動産売却収入、補正額80万3,000円、1節土地建物売却収入80万3,000円につきましては、東日本高速道路株式会社が整備する高速自動車国道北海道横断自動車道黒松内釧路線、余市小樽間の道路用地として必要とされ、売却いたしました町有地の売却収入でございます。

18款寄附金、1項寄附金、2目総務費寄附金、補正額1億1,369万6,000円、1節総務費寄附金1億1,369万6,000円につきましては、5,152件の余市町ふるさと応援寄附金1億1,369万6,000円の補正計上でございます。

3目民生費寄附金、補正額10万円、1節民生費寄附金10万円につきましては、奥谷誠一様からの社会福祉寄附金10万円の補正計上でございます。

4目衛生費寄附金、補正額3,000円、1節衛生費寄附金3,000円につきましては、イオン北海道株式会社様からの2,863円の環境対策事業寄附金でございます。いずれもご寄附をいただいた方のご意向に沿った予算措置をさせていただいたものでございます。

19款繰入金、3項教育施設建設整備基金繰入金、1目教育施設建設整備基金繰入金、補正額370万2,000円、1節教育施設建設整備基金繰入金370万2,000円につきましては、沢町小学校給食調理室の空調設備修繕に伴う繰入金の補正計上でございます。

19款繰入金、4項余市町ふるさと応援寄附金基

金繰入金、1目余市町ふるさと応援寄附金基金繰入金、補正額173万8,000円、1節余市町ふるさと応援寄附金基金繰入金、173万8,000円につきましては、奨学金返還支援事業に係る申請件数の増加に伴う繰入金の補正計上でございます。

19款繰入金、6項職員等退職手当負担金基金繰入金、1目職員等退職手当負担金基金繰入金、補正額1,128万6,000円、1節職員等退職手当負担金基金繰入金1,128万6,000円につきましては、北海道市町村職員退職手当組合への清算納付金に係る繰入金の補正計上でございます。

20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額2,487万7,000円、1節繰越金2,487万7,000円につきましては、必要となる一般財源の補正計上でございます。

21款諸収入、5項雑入、1目雑入、補正額1,000万円、1節雑入1,000万円につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業町村負担の補正計上でございます。

22款町債、1項町債、2目土木債、補正額330万円、3節都市計画事業債330万円につきましては、各公園遊具更新工事費の増額に伴う補正計上でございます。

次に、地方債補正につきましてご説明申し上げます。2ページをお開き願います。上段でございます。第2表、地方債補正につきましては、起債限度額の補正でございます。1、変更、起債の目的、各公園環境整備事業債、補正前限度額2,650万円、補正後限度額2,980万円。

以上、議案第1号の提案理由につきましてご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第1号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第1号 令和4年度余市町一般会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

○議長(中井寿夫君) 日程第6、議案第2号 令和4年度余市町介護保険特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保険課長(橋端良平君) ただいま上程されました議案第2号 令和4年度余市町介護保険特別会計補正予算(第2号)につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

今回ご提案いたしました補正予算の主な内容でございますが、歳出におきまして令和3年度の国、道支出金等の精算に係る返還金の補正計上を行ったものでございます。

なお、歳入につきましては、令和3年度の国庫負担金の精算による追加交付のほか、必要となる一般財源については繰越金に求め、歳出との均衡を図ったものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第2号 令和4年度余市町介護保険特別会計補正予算(第2号)。

令和4年度余市町の介護保険特別会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,512万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億2,645万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月26日提出、余市町長、齊藤啓輔。

初めに、歳出からご説明申し上げます。2ページをご覧ください。下段でございます。3、歳出、4款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金、補正額1,512万7,000円、22節償還金利息及び割引料1,512万7,000円につきましては、令和3年度における介護給付費及び地域支援事業費に係る国、道支出金等の精算による返還金の計上でございます。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、上段をご覧ください。2、歳入、3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金、補正額430万8,000円、2節過年度分430万8,000円につきましては、令和3年度の介護給付費負担金の精算による追加交付金の計上でございます。

8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額1,081万9,000円、1節繰越金1,081万9,000円につきましては、必要となる一般財源について繰越金を計上したものでございます。

以上、議案第2号につきまして提案理由をご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(中井寿夫君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第2号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第2号 令和4年度余市町介護保険特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時43分

再開 午前11時00分

○議長(中井寿夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長(中井寿夫君) 日程第7、一般質問を行います。

なお、一般質問は一問一答方式により実施します。発言時間は、質問、答弁を含め45分以内の時間制限となっており、持ち時間5分前にベルを鳴らします。

それでは、順次発言を許します。

発言順位1番、議席番号14番、大物議員の発言を許します。

○14番(大物 翔君) 令和4年第3回定例会に

当たり、さきに通告済みの質問1件について答弁を求めます。よろしく申し上げます。

子どもの医療費助成対象拡大について伺います。現在住民税課税世帯に関しては中学校卒業まで、例えば通院であれば初診料プラス1割負担となっています。窓口負担の1割負担や初診料負担をなくし、さらには対象年齢を高校卒業時まで拡大させることが重要です。なぜなら、本来は医療費、特に子育て期間における負担は可能な限り低減、無償化することが望ましいと考えるからです。町は、余市町乳幼児等医療費の助成に関する条例の第1条、目的で乳幼児等医療費の一部をその保護者に助成することにより疾病の早期診断と早期治療を促進し、もって乳幼児等の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とすると定め、第5条、助成の範囲の2において、子どもを持つ保護者の家計に対する支援を理由として中学校卒業時までを対象としています。平成29年に条例改正されて以降およそ5年間たちますが、この間に札幌市や小樽市など人口の多い自治体においても助成拡大の動きは続いております。また、昨今の諸物価の高騰など子育て環境を取り巻く家計環境はより厳しさを増しており、子供の発病時にちゅうちょなく受診できるよう制度の拡大が必要であると考えます。この制度は、子育て支援を充実するだけでなく、少子化対策の一つとして充実すべき施策であるとも考えています。そこで、町の現状認識と今後に向けて以下伺います。

1つ、子育て支援対策事業、成果報告書として独自助成が行われているが、対象年齢拡大や窓口負担軽減に向けた町の考え方について。

2点目として直近5年間の平均出生数と同じ期間の制度の対象者の平均数及びこれらの今後5年間の平均数の推計について。

3として、小学生、中学生の窓口負担の無償化、初診料も含め、した場合に追加で想定されるそれぞれの年間費用について。

4つ、現行の1割負担で対象を高校卒業時、18歳まで拡大した場合の追加費用について。

5つ、小学校から高校卒業時までを無償化した場合の追加費用について。

○町長（齊藤啓輔君） 14番、大物議員の質問に対して答弁いたします。

1点目の子育て支援対策事業に係る独自助成拡大に関する質問ですが、さきの就任挨拶で申し上げたとおり、余市町をきちんと次世代につないでいくためには未来への投資として子育ての充実が必要であると認識しており、この間コロナ禍という不測の事態の下ではありましたが、子育て世帯生活支援特別給付金に係る対象拡大のほか、修学旅行や給食に係る保護者負担軽減事業、さらには児童生徒の学習環境整備など直接、間接的に様々な子育て支援施策を展開しています。今後とも子育て支援の充実を図るべくご指摘の医療費助成制度の拡大につきましても既存の制度との兼ね合いの中での影響を検証しつつ、既に拡大に向けた可能性を探るよう指示を出しております。

次に、2点目の質問ですが、直近5年間の平均出生数は86人、制度の平均対象者数は1,626人で、今後5年間の平均出生数は68人、平均対象者数は1,339人と推計しています。

次に、3点目の小学生、中学生の窓口負担を無償化した場合に追加で想定されるそれぞれの年間費用についてですが、小学生分として約450万円、中学生分として約200万円と推計しています。

次に、4点目の現行1割負担で対象を高校卒業時まで拡大した場合の追加費用についてですが、約400万円と推計しています。

次に、5点目の小学校から高校卒業時までを無償化した場合の追加費用についてですが、約1,250万円と推計しています。

○14番（大物 翔君） 前向きな答弁だったと認識しております。この分野の質問をするのは私も実は4年ぶりで、町長就任されて1年目頃かな、

最初に1回したきりなのですけれども、制度改革をした当初はさすがに一足飛びにいろいろなもの拡大するのはねという話もあって、現行の制度に落ち着いたという経過が、町長就任される前ですけれども、あったのです。1つご指摘しておきたい点としましては、国立社会保障・人口問題研究所が大体50年くらい前から出産、子育てに関する調査というのをずっと続けてきているのです。私が確認できた一番古いもので1977年、そのときは名前違ったのですけれども、最新のものが一応今月になって発表されていると。ここで注目しなければならない点は、実は50年近く前のときから結婚されているご夫婦の理想とする子供の数と実際に生まれてくる子供の数についてを追っかけていく数字があるのですけれども、実はそんなに変わっていないのです。本当はこのぐらいの子供と一緒に家族を構成したいのだという希望はあるのだけれども、実はそれに届いていないと。そして、主な理由はなぜでしょうかという問いに対しては、これはもう50年前から変わっていないのですけれども、子育てにあまりにも金がかかり過ぎる、これが堂々の1位なのです。次に来るのがちょっと年齢的にそろそろ出産は大変なのだという理由という形になっていると。人口減少がこれから起きるだろうということ自体は、もう既に四十数年前から分かっているわけです、統計上は。ただ、残念ながらその時々で手を打とうとはしたのだろうけれども、結果としてその状態をなかなか改善することができなかつたと。そして、今の時代に入ってしまったと。だから、町長おっしゃるように、確かに次世代に向けてといけば、この分野は私は絶対に進めていかなければいけない問題ですし、優先度は極めて高いだろうと考えているのですけれども、改めて町長、どうでしょう。

○町長（齊藤啓輔君） 14番、大物議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

質問自体が前向きな質問だと思います。私

も前向きに答弁しているわけですがけれども、もちろん子育てにはお金がかかるというのはおっしゃるとおりでありまして、今後の日本の少子化対策を踏まえて、私ももちろん子育てに係る費用は全部国費で持ってもいいのではないかというような思いを持っているわけです。町の予算に関しては、もちろん拡大できるところは拡大していきますけれども、答弁でも述べたとおり、既存の制度の中で国保税の絡みですとか乳幼児とか重病の幼児とかの絡みでまた制度が変わってきて、その兼ね合いもあって、金額が下がったり、上がったりするものですから、その影響を検証しつつというのはそういう意味なのですけれども、可能性を探るようにもう原課には指示をしているので、もちろんこの分野に関してはできる限り子育て世帯の負担をなくするようなことはやっていきたいなというふうに思っているところであります。

○14番（大物 翔君） 既存の制度とのもちろん兼ね合いも重要なのでございますけれども、今我々が行っている制度の町が独自で見ている部分で、決算ベースで見えますと大体1,000万円から1,100万円ぐらいで推移しているのです。2つ目以降ではこうなった場合どうなりますか、あんなったらどうなりますかというふうに試算を求めたのですけれども、最近の傾向といたしまして、特に八、九月頃ですと大きいところだと東北地方、盛岡だとかむつだとか、ああいったところも含めて中学校卒業までから高校卒業まで都道府県、市町村がやっていくと。もしくは、都道府県が対象拡大するから、それに玉突きになる形で自治体が拡大に向けて動き出すと。今の大きなトレンドというのは、まず18歳までを何とかしましょうという流れになってきていると。そして、5年前にはちょっと私も想定できなかったのだけれども、何と札幌市までが手を広げ始めていたと。去年です、制度化したのは。だから、本当は国が全部やらなければいけないことなのですけれども、何せかん

せ国もいろいろ理由があるのかやってくれない部分があると。そんなものだから、独自にやっていくことが必要になってくると。やらざるを得ないという問題であろうというのをご指摘して、次の試算の話に行くのですけれども、私としては冒頭申し上げましたとおり、高校卒業までまず無償化したいのだと、当面の大きな目標としては。追加でかかるであろう費用、無償化した場合は大体1,250万円程度かかると。もちろん年々では上がったたり下がったりはあるのでしょうけれども、ただ今後の人口動態見ていると、これ総務文教常任委員会のほうに出していただいた人口推計見ていると、今からおよそ48年後、2070年のゼロ歳から14歳の子供の数はどのぐらいになっているかという推計なのですけれども、出ておりまして、これだと317人と出ています。もちろんいきなりそんなに減るわけではないのだけれども、右肩下がり避けられないだろうという傾向であると。1件当たりの医療費はもしかしたら新しい治療法なり薬が出てくることで増えていく可能性は考えられるのだけれども、絶対数の減少はこのままいけば避けられないだろうと。とすれば、もちろん歳入の問題も出てきてしまうのだけれども、1人当たりの子供にお金をかけやすくなるという局面が今後来るのではないかと。そういう意味では、難しい計算もしていらっしゃると思うのですが、なるべく早いタイミングでこれを実行に移していくというのが重要と私は考えるのだけれども、今のところ町としては検討段階でございましょうけれども、どの辺りまでをいつぐらいまでにやれたらいいなという目測を持っていらっしゃるのか、答えられるのでしたら伺いたいと思います。

○町長（齊藤啓輔君） 14番、大物議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

こういうよいというか、前向きな質問はどんどんしていただきたいと思います、国政においてもすけれども、人口減少においてはやはり様々な要

因があるわけですが、医療費の無償化というのはもちろん先ほど札幌市とかの話も出てきましたけれども、私の調べてというか、印象ではやっぱり規模の大きい自治体は割と早めにやっているなという印象で、それこそ東京都なんて一番進んでいたりするわけです。札幌市も政令指定都市だし、自分で県レベルの権限があるわけです。また、もちろんめちゃくちゃ小さい自治体もすぐやりやすいというのがあるわけです。余市町の場合は2万人前後のなかなかちょっとオペレーションの難しい自治体ではあるので、その中での予算の配分をどうするかという話のことがあるわけですが、私としてはもちろん前向きに進めるといように指示は出しているわけですから、来年度予算とかに反映できるものがあればしていきたいなというような思いは持っています。

○議長（中井寿夫君） 14番、大物議員の発言が終わりました。

各会派代表者会議の開催、さらに昼食を含め、午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時15分

再開 午後 1時00分

○議長（中井寿夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

発言順位2番、議席番号7番、山本議員の発言を許します。

○7番（山本正行君） 令和4年第3回定例会に当たり、さきに通告した質問3件ですが、町長、教育長におかれましては前向きな答弁をお願いいたします。

1点目、コロナ禍における経済対策について。政府は、9月9日、物価賃金生活総合対策本部を開催し、ウクライナ危機の影響で2割程度の上昇が懸念されていた輸入小麦の政府売渡価格の据置き、パンや麺類の値上げを抑えるなどの対策を発

表した。また、ガソリンや電気やガス、食料品など生活必需品の価格が上昇している現状の中、緊急に対応する必要があるとし、低所得世帯向けに1世帯当たり5万円の給付金を支給し、家計の負担を和らげると発表した。本町における現状と今後の対応について、以下伺います。

1、低所得世帯は何世帯になるのか。給付金は幾らになるのか。

2、低所得世帯以外にも給付金を支給する考えはないのか。

大きな2点目であります。共同墓の設置についてであります。私は令和2年第3回定例会において一度質問をしておりますが、町長の答弁は町民の皆様のご要望や関係機関、団体のご意見を伺いながら整理してまいりますとのことでした。あれから2年が経過しております。現在の考え方を伺います。

3点目であります。中学校における部活動の地域移行について。文化庁の有識者会議において、部活が教員の長時間労働の要因になっていると指摘し、2025年度末までに地域団体等に委ねるべきと提言が発表された。本町においては、教職員が児童生徒と向き合うための時間を十分確保できるよう余市町立学校における働き方改革アクション・プランをしっかりと機能させ、労働条件改善に向けて取り組んでいると思っておりますが、以下伺います。

1、アクションプランの進捗状況は。

2、今後の部活動における休日指導は。

以上、よろしくご答弁のほどお願い申し上げます。

○町長（齊藤啓輔君） 7番、山本議員のコロナ禍における経済対策についてに関する質問に答弁します。

1点目の低所得世帯は何世帯になるか、給付金は幾らになるかに関する質問ですが、国において現在給付金の実施要綱等の作成が進められているところでありますが、対象世帯等の詳細について

はまだ示されておりませんので、現在実施している非課税世帯等臨時特別給付金と同様の世帯という考えであれば、約3,700世帯、1億8,500万円程度になると見込まれます。

2点目の低所得世帯以外にも給付金を支給する考えはないのかに関するご質問ですが、今般の給付金は電力、ガス、食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計へ影響が大きい低所得世帯、住民税非課税世帯等に対し支給するものであり、町としては現時点での低所得世帯以外に給付金を支給する考えはありませんが、今後も国の動向を注視してまいります。

次に、共同墓についてですが、近年の少子化や核家族化の進展に伴い墓を個々に維持管理することに不安を持たれている方が増えており、自治体による共同墓の整備が検討されていることは認識しております。本町におきましては、共同墓の検討に当たり現在他の自治体の調査を進めているところであり、引き続き他の自治体の情報収集や調査を行うとともに、関係機関や団体からのご意見を伺いながら検討してまいります。

○教育長（前坂伸也君） 7番、山本議員のご質問に答弁申し上げます。

1点目のアクションプランの進捗状況についてでございますが、令和3年2月に第2次余市町立学校における働き方改革アクション・プランと教職員の時間外勤務短縮及び休暇取得促進等に関する方針を策定し、6つの目標を設定しているところでございます。令和3年度からの新たな取組といたしましては、教職員のストレスチェックの実施やICTの活用促進に伴う業務の効率化を図るなど各学校現場における各種取組を行っており、月45時間以上を超過した延べ人数の割合は減少傾向を示しております。

2点目の今後の部活動における休日指導についてでございますが、少子化により危機に陥っている部活動の存続と指導に携わっている教員の負担

軽減を目的に中学校における休日の部活動を令和5年度から段階的に地域移行することが国の方針として示されたことを受け、現在地域部活動への移行に向け必要な準備を進めているところでございます。本町の具体的な取組でございますが、この間アンケート調査を含め中学校や体育連盟など社会教育団体との協議を精力的に行うとともに、道教委のアドバイザー制度を活用し、関係者を対象とした説明会を開催するなど実態の把握や意見、要望の聴取等に努めてまいりました。今後におきましても円滑な地域移行に向け取組を強化してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○7番（山本正行君） それでは、1点目のほうからいきたいと思います。

今町長から答弁あったとおり、現在の段階では国のほうは支給することを決定はしているけれども、対象になる具体的な考え方やこれからの支給の時期などを含めて今のところ不明であるということですので、それは理解はします。

それで、今仮に前回の該当者と比較したときに世帯数が仮であります、3,700世帯、金額にして1億8,500万円という金額と数字が出てきました。まず、私のほうはこの点を確認をさせていただいて、質問しますが、今現在この状態で全世帯に支給をする場合どうなのだろうという質問をさせてもらったのですが、申し訳ないのですが、この1番、2番、関連があるので、併せてやらせていただきます。すみませんけれども、お願いします。そういう回答の中で、町長から全世帯に関するは今のところ無理ということでありましたが、人口の状態、今の余市町の人口が7月31日現在でいきますと世帯数が9,648世帯になっております。そうしますと、仮に3,700世帯から差っ引いていきますと、あと6,000弱の世帯が該当するという格好になると思うのですが、財源は相当大きな金額になると思うのですが、今回の国の考え方でいきま

すと、この経済動向というのは極めて、低所得世帯、住民税非課税世帯にかかわらず全世帯がやはり物価高に対応する値上げやその他を考えると、この支給というのは私は町民ひとしく支給できないものかということで、今回このコロナ対策における特別給付金の質問をさせていただいたことでもあります。やはり私も少し調べさせてもらったら、前回の基準がどこまでになっているかは正確なところ町村によって若干違うみたいですので、詳しくは説明はできませんが、年金生活者なんかでいいますと、金額が、ちょうど年金支給額が低所得に該当する住民税非課税のラインぎりぎりよりちょっと所得がオーバーしているということになると、そういう人方は一切もらえませんよというふうに考えたときに、生活している人方は全てひとしく生活ではこういう状況になると相当厳しいものがありますので、町長においては、前回子育て支援なんかでも、いいことなのですが、支給する制限を拡大をして、子育て支援対策を行っているということ踏まえすと、非常に前向きな対応をしているなというふうに私も感じております。そんなことで、物価高対策における給付金問題はやはり町民皆厳しいのは一緒でありますので、ぜひとも国が行う件数よりさらに上乗せした件数で対応していただきたいというふうに思いますので、1番、2番併せた状態ではありますが、ご答弁をお願いしたいと思います。

○町長（齊藤啓輔君） 7番、山本議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

全員に給付せよという趣旨の話ですけれども、財源あるなら別にやっています、それは。財源がないのに町の予算だけでやるというのは、今のところは考えておりません。もちろん今回の国の予算というのは急激に変化する家計の状況を緩和する措置であって、所得、非課税世帯に限られているということでございます。全員にお金をばらまくということは、もちろんそれはそもそも国とし

て本来の役割なのかどうかという、そもそもそういう方がいいのかどうかという議論すらも出てくる話でありますので、今現在は国の方針に従って、低所得者世帯にのみ限定して配っているということでございます。

○7番（山本正行君） 財源があればということで今ご答弁をいただきました。確かにそうだと思います。ただ、私も、財源の問題は確かにあるのですが、いろいろな方々から、特に年金生活者の方なんかがそうなのですが、ちょうどぎりぎりのラインで対象から外れるという方も結構いますので、そういう人方の話を聞くと、今回の5万円というのは前回10万円支給して、上乗せ5万円、たしかこれで支給されるとトータル15万円になると思うのですが、片や15万円近くの低所得のほうに対応する手厚い状況があって、一般的なそのラインより上の所得の方はゼロですよということでもありますので、どうにかして解消できる措置が取れるかどうか。今町長の答弁のとおり、財源の問題含めて厳しいということではありますが、今後に向けて、国のほうの動向もどういうふうになるかまだ分かりませんので、いろいろな形でこれの全町民が対象になるような形をお願い申し上げまして、このコロナ対策のほうについては終わっていきたいと思います。

続いて、2点目の共同墓の関係であります。先ほど町長は、本町においては各自治体の調査をしているということでもあります。それで、私があえて今回丸2年が経過して、同じような質問しているかといいますと、この2年間で私が質問したときよりは各自治体のほうの動向も少し動いているような感じはします。それはなぜかといいますと、先日の新聞記事で公営の合同墓、共同墓の特集みたいなのがありまして、その内容を見るとやはり1基当たりのお墓の建設に当たっては最低でも150万円以上かかるというようなことで、まずこれが相当負担になるというのが1つ。もう一つは、

核家族化によってもともと先祖代々引き継いでいるお墓が自分の子供の代になかなか引き継いでいくのには負担が大きいと。俗に言う墓じまいが進んでいるという、こういう実態。こういうことを受けると、そろそろ余市町においても公営の共同墓が造られていっても時代的には合ってくるのかなというふうに、求められているのかなというふうに思います。また、隣のまちの小樽市は、年間60体の利用を見込んで3,000体分を収める共同墓を造ったのですが、2年前にあふれるような状況に陥って、拡張をして、今やっているということでもあります。それだけこの共同墓に対する、共同墓に対する町民、余市町もそうですが、ほかの町村においても求められているというのも一つあると思います。それで、2年間調査検討をしてきたのであれば、もうそろそろ来年度予算に向けての時期にも近くなりますので、できればそろそろ方向性が見えるような前向きな形で共同墓の設置を考えるという方向になればいいかなというふうに思って、2年たった今、もう一回今日やらせてもらっていますが、ぜひとも町長においては、最初に挨拶をすればよかったのですが、このたびの町長選挙、再選、当選おめでとうございました。町長は、先ほど挨拶の中にあっただけですが、いろいろと前向きにこれから進めようという案件をやるお話をいただいて、私も選挙のときに配ったチラシも読ませていただいたりして、前向きに取り組んでいるということの評価しますが、ぜひともこの共同墓について、これも一応昨年からの積み残しになりますので、できれば町長に就任した今回、一定程度前向きな方向性が出ればいいかなという思いで今回再度質問させていただきましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

○町長（齊藤啓輔君） 7番、山本議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

共同墓に関していろいろ調査を進めているところではありますが、前向きに考えてほしいと

いうことですが、当面は動きはない見込みです。というのも、1つ欠落している論点がありまして、それはもちろん町民の利用したいという人があるという話もそうですけれども、余市には非常に多くの寺社仏閣があるわけです。その各それぞれのお寺で納骨堂や合同墓を設置して、費用面で厳しい方々に対しても安価に埋蔵しているというようなことをやっているわけです。ですから、宗教界に多くのお寺があるという論点もきちんと考慮しなければならぬものであって、行政だけで、行政が町営で、公営で進めるということはそう単純に進められる話ではないかと思っていますので、来年度予算には取りあえず入ることはないですし、当面の間はちょっと調整が必要かなというふうには思っています。

○7番（山本正行君） まさしく前回の答弁のときも、再質問のときにいただいた答弁と今の答弁は大体同じ内容ですので、私も多分そう言うだろうなと思って、理解はしております。来年度予算には今すぐ結論を出せないにしても、これについては私も諦めずまた続けていきたいと思っていますので、町長のほうにおかれてもどこかの段階で調整が整理ついたり、きっかけがあればぜひとも公営の共同墓について造っていただきたいということをお願いしながら、町長のほうの質問は終わらせていただきます。

今度は教育長であります。今回教育長に出した質問であります。まずは1番のアクションプランの関係でちょっとだけお聞きをしたいと思います。アクションプランの検証が、令和3年2月の第2次アクションプランを出す前だと思うのですが、そのときに一緒に出したのかちょっと私も記憶ははっきりしないのですが、アクションプラン目標の達成状況の報告書が提出されております。その内容を少し見ていくと、全部見るのは大変ですので、1点、2点だけちょっとあれなのですが、1週間当たりの勤務時間、60時間を超える教員の

状況であります、達成、未達成ということで分類をしながら一部未達成のところもあるよという内容になっております。さらには、1か月当たりの45時間の超過勤務の関係であります、これも一部未達成の学校があるということでもあります。アクションプランができたから、物事全てがうまくいくとは、当然そうはなりませんので、理解はするのですが、このアクションプランがあるから全てがうまくいくではなく、教職員や学校の関係、教育委員会なども含めて、やはりアクションプラン上達成状況が未達成の場合、何をもって未達成な部分を解消するのかという努力をしたときに何が一番いいのかなど。私思うには、部活動だけではなく、日常の仕事の中で先生方だけで手回らなかったら場合によっては、やっているかも分からないのですが、教育委員会の職員も手が空いていればお手伝いをするだとか、いろいろな形で先生方に少しでもゆとりのある学習指導ができるようなご努力をしていただきたい。やっているとは思いますが、再確認でアクションプランの進捗状況ということでちょっと再質問させていただきます。

○教育長（前坂伸也君） 7番、山本議員の再度のご質問にご答弁を申し上げます。

アクションプランの達成状況ということでご質問をいただきました。第2次のアクションプラン、令和3年4月からスタートいたしました、現時点でいいますと残念ながら目標の達成には至っておりません。ただいま検証が重要だということでお話いただきましたが、来月10月でございますが、第2次のアクションプランの計画期間のちょうど半期を迎えます。そういった中で、ご質問いただく前からのお話でございますが、半期を迎えることを契機に町内全校を対象にこの間の取組状況について検証作業を実施することとなっております。そういった中で、ご指摘もいただきましたが、先生方の意思だけではなかなか目標が達成で

きないということはおっしゃるとおりでありますので、私も教育委員会、あとは今現在コミュニティ・スクールということで地域の方々が学校の応援団としていろいろ関わっていただくということも進めております。そういった中で地域の方々、当然保護者の方々の理解も得た中で働き方改革についてはしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○7番（山本正行君） アクションプランについては、今あったとおりにちょうど一部未達成のところはあってもそれを達成する努力をしているということですので、第2次のアクションプランの半期を迎える今年に再度この間の動向をチェックして、残り半期を達成できるようご努力をしていただきたいということで申し添えて、アクションプランについては終わりたいと思います。

続いて、今後の部活動における休日指導の問題です。これは、国のほうがスポーツ庁含めて文化庁もそうなのですが、地域の有識者の力を借りて時間外部活動、特に休日の部活動を少しでも教職員の負担にならないように国としては2025年度までにそういう移行が、一部移行ですが、できるような、そんな提案がされているということで、スポーツ庁に関わるスポーツクラブ関係では一部もう既に行っているということで、検証しているということも聞いておりますが、それも部外の指導者を探すというか、登録するというか、それもなかなか厳しいのだという話も聞いております。ぜひともこれについては、国が行うのはいいのかという、その問題点も多分あると思います。ただ、そうではなく、私が言いたいのはいろいろなことを利用して、教職員がやはり時間を、ゆとりを持って学習指導できるような環境をつくっていただくというのが基本となりますので、教育長においては今回の国からの提案に対する捉え方を含めて再度答弁願いたいというふうに思います。

○教育長（前坂伸也君） 7番、山本議員の地域

部活動に係る再度のご質問にご答弁を申し上げます。

ただいまいろいろご提言もいただきましたが、まさにそのとおりでございます。教職員の働き方改革、勤務時間の縮減のためこの部活動というのがやはり大きな問題になっているということで、国の方針も示されたところでございます。もう一つ、一方ではといいますか、併せて先ほどの答弁でもお話をさせていただきましたが、少子化が進展をして、生徒数が減少することによって中学校の部活動自体が成り立たなくなるということ、これも非常に大きな問題でございます。私としては、その両面を解消するためにこの課題についてはしっかりと取り組まなければならないということで考えております。そういった中でいろいろ進めさせて、今令和5年度に向けて準備段階に入っているところでございますが、学校の活動が地域活動になるということで、今現在少年団活動だとか、あとは地域総合型のスポーツクラブ等々、地域活動として子供たちのスポーツを提供する場として非常に活動をしていただいております。そういった方々の協力がなければ、この地域移行は成り立たないということで私も認識をしておりますので、今後も継続して諸団体、関係団体とも連携を図って、円滑な移行に向けてしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○7番(山本正行君) ありがとうございます。

今回中学校における部活動問題含めた教育長への質問の内容の趣旨は、やはりこれだけ子供が少なくなったりして、中学校1つだけでは野球部やろうと思ってもできないだとか、そういういろいろな問題も出てきていますので、ぜひとも子供たちに対していろいろな機会希望するスポーツはやれるような、そういう環境づくりや、さらにはそういうことをやることによって先生方の長時間労働が増えないように、そういうことも含めて今回この質問をさせていただいておりますので、な

かなか全国的に教職員の長時間労働が背景にあるということで、教員の成り手も少なくなってきたということも背後にはあると思いますので、ぜひとも余市町においてはそのようなことにならないよう教育長において進めてもらいたいということをお願い添えて、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長(中井寿夫君) 山本議員の発言が終わりました。

○議長(中井寿夫君) お諮りいたします。

本日の会議は議事の都合により延会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

なお、明27日は会議規則第8条の規定に基づき、午前10時から議会を再開いたします。

本日はこれにて延会いたします。

延 会 午後 1時34分

上記会議録は、枝村書記・山内書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証する為、ここに署名する。

余市町議会議長 3番 中 井 寿 夫

余市町議会議員 6番 庄 巖 龍

余市町議会議員 7番 山 本 正 行

余市町議会議員 9番 岸 本 好 且